

# 介護

vol.2

# 保険

## 介護が必要になったら

～ 介護サービス利用の手順 ～

市民の皆様は、介護保険制度を理解していただくために、本紙 8月号からシリーズで掲載しております。

初回の8月号では、介護保険の財源や介護保険料についてお知らせいたしました。2回目となる今月号では「介護サービス利用の手順」をお知らせいたします。

■問合先/介護長寿課 認定係 (☎ 58-5111・75-3111、内線 2333・2334)

申請から認定まで

### 1 申請

介護長寿課(岩瀬庁舎)または総合窓口課(大和・真壁庁舎)に「要介護認定」の申請をします。申請は、本人や家族のほか、「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業者」などによる代行申請も可能です。

■申請に必要なもの／介護保険被保険者証、健康保険被保険者証(40～64歳の方)、印鑑(代理人が申請する場合には、代理人の印鑑)  
■地域包括支援センター／介護長寿課内に設置されている、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。  
■要支援1・2の方の「介護予防サービス利用計画書」を作ります。  
■居宅介護支援事業者／ケアマネジャーが所属する事業所で、要介護1～5の方の「介護サービス利用計画書」を作ります。

### 2 訪問調査

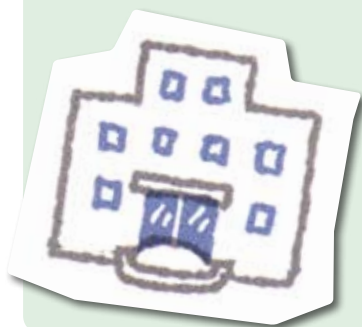
市担当者などがご自宅などに訪問し、心身の状態や日常生活などについて、本人と家族の方に聴き取り調査を行います。

■訪問調査を受ける時のポイント／必ず家族の方が立会い、本人の正確な情報や困っていることがあれば市担当者などにお伝えください。



### 3 審査・判定

訪問調査の結果と「主治医の意見書」をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、介護の必要性や程度について審査が行われます。



主治医の意見書／主治医に介護を必要とする原因となる疾病などを記載してもらい、判定の資料にいたします。

### 4 認定通知

介護認定審査会の審査結果が記載された「認定結果通知表」と「介護保険被保険者証」が届きますので内容を確認してください。



### サービスの利用

■要支援1・2／要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などは介護予防サービスを受けられます。  
■要介護1～5／介護サービスを利用できます。居宅で利用できるサービスと施設に入所する施設サービスがあります。  
■非該当(自立)／介護保険のサービスは利用できませんが、桜川市が実施する地域支援事業の介護予防事業を利用できます。

## 土井歯科クリニック

桜川市真壁町亀熊 1897-1 HP: <http://www.doi-shika.biz/>

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00 ~ 12:30	●	●	●	●	●	●	△
午後 2:30 ~ 6:30	●	●	△	●	●	●	△

(土曜日は午後 5:00 まで)

診療科目/歯科・歯科口腔外科・小児歯科・インプラント

歯周病治療に力を入れています。歯肉の腫れ・出血、歯のグラつきなど、お口の無料健康相談を実施しています。メール(ホームページ・携帯電話よりアクセス)、FAXにてお願いいたします。

☎・FAX 0296-55-5333



QRコードから携帯電話サイトへアクセス